

に!! 所得の申告は 2月16日から3月15日までに

所得税の確定申告と、市・県民税の申告時期となりました。申告期間は二月十六日から三月十五日までです。税務課では申告期間中各地区で相談所を開き、申告の相談を受けます。期限近くには大変こみあいますので、できるだけ自分の地区の相談日に申告を済ませてください。なお、申告の必要なところへは、申告用紙が二月十日ころ送られます。新たに開業して用紙が必要という人は税務課へ請求してください。申告書には最低限、住所・氏名・生年月日・扶養親族などをあらかじめ記入しておいてください。

所得税

所得税は、個人が一年間に得た所得にかかる税金です。また、確定申告とは、納税者自らが昨年の一月一日から十二月三十一日までの所得金額を計算して、これに定められた税率をかけて税額を算出し、申告書を税務署長に提出することです。

確定申告の必要な人

〔自営業などの人の場合〕
事業所得（商業、工業、農業、医業など）や不動産所得（地代、家賃など）がある人で、昭和五十八年中の所得の合計額が、所得控除の合計額より多い人。
所得控除は——「基礎控除（二十万円）＋配偶者控除（二十万円）＋扶養控除（一人につき二十万円）＋社会保険料控除＋生命保険料控除」をいいます。

〔サラリーマンの場合〕

サラリーマン（給与所得者）は普通、勤務先で年末調整を行い税金の精算をしますので、確定申告をする必要はありませんが、昨年中の所得額が、次に該当する人はしなければなりません。
①給与の年間収入額が一千万円を超える人
②給与所得や退職所得以外の、いろいろな所得（家賃、原稿料など）合計が、二十万円を超える人
③二か所以上のところから給与を受けている人で、年末調整された給与以外の額が二十万円を超える人。
なお、②③の場合、二十万円以下の人は市・県民税の申告が必要となります。

〔譲渡所得のある場合〕

昨年中に土地や建物を買った人、サラリーマンでも確定申告をする

確定申告をすれば税金の戻る人も

ると、所得税が戻ることもあります。病気やケガで医療費をたくさん支払ったとき、病気がケガをして医療費をたくさん支払ったときは、五万円か所得の五割の金額の、どちらか少ない方の額を超える金額を医療費控除（最高二百万円）として、所得から控除できます。この場合の医療費は、保険などで補てんされた金額を差し引いたものです。
マイホームを建てたり買ったとき
床面積や年間所得などの一定の条件にあっては、自分が住む住宅を新築したり、新築住宅を買ったとき、既存住宅（中古住宅）を買ったときは、三年間、住宅取得控除が受けられます。
年の中途で退職したとき
年の中途で勤めをやめ、その後再就職をしなかったため、年末調整を受けない人が対象となります。
災害や盗難にあつたとき
災害や盗難などによって、住宅や家財などに被害を受けた人。被害金額から保険金などで補てんされた額を差し引いた額が、所得の一〇割を超える場合には、その額が雑損控除として受けられます。

贈与税の申告

「家を建てる時資金不足で親から二百万円もらった」。こんな場合、贈与税がかかります。贈与税は、人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。贈与税の基礎控除は六十万円ですから、一年間にももらった財産の価格を合計して、それが六十万円を超えるときには、贈与税の申告をしなければなりません。なお、申告期間は二月一日から三月十五日までです。

パートタイムの収入

80万円を超えると所得税が
パートタイムで働く主婦が多くなっています。しかし、その収入と税金の関係を知っている人は、少ないようです。
パート収入は、通常給与所得となりますが、年収と所得税や夫の配偶者控除との関係（基礎控除のみで他の控除がない場合）は、次の表のとおりです。ご注意ください。

パート収入	夫の所得からパート収入配偶者控除がに所得税が
80万円以下	受けられる
80万円超	受けられない

市税の未納はありませんか

今年度の市税の納期は、保険税の六期分（二月二十九日納期）を残すだけとなりましたが、未納の市税がありましたら、早目に納めてください。
税金は、納期内に納めないと督促手数料や延滞金などがつき、ムダな費用を納めなくてはならなくなりますし、差し押さえ、財産引き揚げ、公売などの措置にもつながります。やむを得ない事情がある人は、税務課にご相談ください。

償却資産の申告・大農機具などの申告書の提出はお済みでしょうか

償却資産の申告期限は、一月三十一日まででしたが、まだ申告の済んでいない人は、急いで税務課で手続きをしてください。なお、資産の異動（増減）がなかった人でも、その旨を申告書に記載して提出してください。
●農業所得のある人には、事前に大農機具や特別経費などについての申告書を提出してもらっていますが、まだ提出していない人は、税務課へ提出してください。

市・県民税

市・県民税の申告は、所得税の確定申告と同じく、納税者が自分の所得を計算し、配偶者控除や扶養控除などのいろいろな控除を申告していただきます。

手続きは税務課で早めに

これらの還付申告については、二月十六日前からできます。税務課にある「給与所得者の還付申告用紙」に必要事項を記入し、それぞれの領収書や証明書を添付して申告してください。

申告の必要な人

今年一月一日現在白根市に住み、五十八年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに該当する人。
①農業、商業、工業、サービス業などの事業所得があった人
②給与以外に地代・家賃・配当・譲渡などの所得があった人
③二か所以上から給与（年金、恩給を含む）

申告をしなくてもよい人

①所得税の確定申告をした人
②給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人

市税の未納はありませんか

今年度の市税の納期は、保険税の六期分（二月二十九日納期）を残すだけとなりましたが、未納の市税がありましたら、早目に納めてください。
税金は、納期内に納めないと督促手数料や延滞金などがつき、ムダな費用を納めなくてはならなくなりますし、差し押さえ、財産引き揚げ、公売などの措置にもつながります。やむを得ない事情がある人は、税務課にご相談ください。

償却資産の申告・大農機具などの申告書の提出はお済みでしょうか

償却資産の申告期限は、一月三十一日まででしたが、まだ申告の済んでいない人は、急いで税務課で手続きをしてください。なお、資産の異動（増減）がなかった人でも、その旨を申告書に記載して提出してください。
●農業所得のある人には、事前に大農機具や特別経費などについての申告書を提出してもらっていますが、まだ提出していない人は、税務課へ提出してください。

税金の申告

忘れず

相談日と当日必要なもの

*譲渡所得・贈与税関係			
対象	相談日	時間	会場
市内全域	2月16日・17日・20日	午前9時30分～午後4時	市役所4階大会議室

*営産業所得関係（21日・22日は税理士の無料相談日）			
対象	相談日	時間	会場
市内全域	2月21日・22日・23日・24日・27日	午前9時30分～午後4時 (ただし、21日・22日は午前10時から)	市役所4階大会議室

*所得税の農業所得関係と市・県民税関係				
対象	相談日	時間	会場	
新飯田地区	2月16日	午前9時30分～午後4時	新飯田地区 城一生活センター	
茨曾根地区	2月17日		茨曾根地区 城一生活センター	
庄瀬地区	2月20日・21日		庄瀬地区 城一生活センター	
白井地区	2月22日・23日		白井地区 城一生活センター	
小林地区	2月24日・27日		小林地区 城一生活センター	
大郷地区	2月28日・29日		大郷地区 城一生活センター	
根岸地区	3月1日・2日		根岸地区 城一生活センター	
鷺巻地区	3月5日・6日		鷺巻地区 城一生活センター	
白根地区	(所得税) 3月7日・8日・11日・12日・13日・14日・15日 (市・県民税) 3月7日・8日・11日・12日・13日・14日・15日			市役所4階大会議室

税金の相談やおたずねは……新潟税務署(☎0252-29-2151)か、市役所税務課(☎73-2111@244)へどうぞ。

